

くらし百科



☎は問い合わせ先です

「水路やため池での水難事故」に注意しましょう！

米づくりなどの農作業が盛んになる8月にかけて、農業用水路などにはたくさんの方が水が流れています。

毎年この時期は、水路やため池に転落するという水難事故が後を絶ちません。これまでは、魚釣りなど水路で遊ぶ子どもの事故が発生していましたが、加えてお年寄りの転落事故も多く発生しています。前年度、農業用排水施設で発生した県内の死亡事故は8件で、本年度もすでに2件と多発しています。

フェンスなどの柵越えや、危険な場所への侵入は絶対にやめましょう。痛ましい事故を防ぐためには、ご家族や地域の皆さまからの声掛けが予防の第一歩となります。お互いに声を掛け合い、水路やため池での水難事故を防ぎましょう。

◎建設課 ☎22-1326
白石市土地改良区
☎25-9717

「長寿(後期高齢者)医療制度」に加入の皆さまへ

「保険証を更新します」

長寿医療制度の保険証は、8月1日が更新日です。新しい保険証は、7月末までに個別に郵送します。今回の更新に伴い、保険証の色がこれまでの「白色」から「オレンジ色」に変わります。8月以降、医療機関などに掛かる際はオレンジ色の保険証を忘れずに提示してください。有効期限が7月31日となっている白色の保険証は、8月1日以降に健康推進課(健康センター内)まで返還してください。

◎宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021
健康推進課 ☎22-1362



▲新しい保険証(見本)

国民年金保険料の納付が困難な方へ 7月は免除申請開始月です

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときは、本人の申請により保険料の納付が免除される制度があります。平成21年度の免除申請の受け付けは、7月から開始します。承認期間は来年6月までで、平成20年中の所得をもとに審査されます。これまで、保険料が全額または一部が免除になっていた方も、あらためて手続きが必要です。

また、以前に却下になった方でも、7月以降は審査対象となる所得が変わりますので、承認を受けられる場合があります。

- 免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、若年者納付猶予(30歳未満)
- 手続きに必要な物 ①印鑑、②年金手帳、③退職(失業)した方は雇用保険受給資格者証など、失業していることを確認できる公的機関の証明、④1月1日時点で本市に住所がなかった方は、平成21年度課税証明書前住所より取り寄せてください。
- ※退職・転入した場合は、③と④は、世帯主および配偶者の分も必要です。また、平成20年中の所得を申告していない方は、申告が必要です。

■誕生月に「ねんきん定期便」をお送りしています
 社会保険庁では、今年4月から国民年金・厚生年金の現役加入者の方に「ねんきん定期便」を、2色の封筒により誕生月にお送りしています。**オレンジ色の封筒**が届いた方は、記録に「漏れ」や「誤り」のある可能性が高い方で、水色の封筒が届いた方はそれ以外の方です。

ねんきん定期便では、①これまでの加入期間と加入履歴(共済組合の期間は未記載)、②加入実績に応じた年金見込み額、③これまでの保険料の納付額、④月ごとの保険料の納付状況などをお知らせしています。内容をご確認いただき、**青色の回答票**が入っていた方は、誤りの有無にかかわらず必ずご回答ください。白色の回答票が入っていた方は、誤りがある場合のみご回答ください。

大切な年金記録を正しいものにするため、皆さまのご協力をお願いします。

◎ねんきん定期便専用ダイヤル ☎0570-058-555
 大河原社会保険事務所 ☎0224-51-3113
 市民課 ☎22-1312

介護保険負担限度額の認定には申請が必要です

介護保険施設入所者や、在宅介護者で短期入所生活介護(ショートステイ)を介護保険施設などで利用されている方のうち、介護保険負担限度額(施設利用に係る居住費・食事代の負担額)の認定を受けている方は、6月30日で認定期間が満了となり、7月1日以降引き続き認定を必要とする方は、あらためて申請が必要となります。

認定の基準は、平成21年度の世帯の市民税課税状況、および本人の前年中の所得と課税年金収入の合計額で審査され、非課税世帯の方が該当となります。

また、新たに介護保険施設などを利用したことにより認定を必要とする方や、前年度の市民税が課税されていた世帯から本年度非課税世帯となった方、世帯員の異動により該当する可能性が発生した方も同様に申請してください。

●認定の注意
 申請した月の1日から認定となりますので、必要な方はお早めに申請をお願いします。

●申請・問い合わせ先
 長寿課(総合福祉センター内) ☎22-1361

就学義務免除者などの中学校卒業程度認定試験を実施します

病気などのやむを得ない事情により、義務教育諸学校に就学させる義務を猶予、または免除された方を対象に国が実施する試験で、合格した方には高等学校の入学資格が与えられます。

- 試験日時 11月4日(水)10時
- 試験会場 宮城県庁
- 試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)
- 願書受付期間 8月21日(金)～9月8日(火)

●願書請求 宮城県教育委員会へ直接、または市教育委員会を通じて請求してください。

●合格発表 12月11日(金)予定 ※直接本人へ通知します。

◎宮城県教育委員会義務教育課 ☎022-211-3642
 教育委員会学校教育課 ☎22-1342

食品表示110番

食品の表示に対してお気付きの点がありましたら、ご連絡ください。

東北農政局消費・安全部
 地域第三課(表示・規格)
 ☎0224-53-3811

「しろいしろのガイド」に掲載の電話番号情報について説明します

5月に皆さまにお届けした「しろいしろのガイド」に掲載されている電話番号情報に関して、お問い合わせがありましたのでご説明します。

本ガイドを作成するに当たっては、できる限り経費を掛けずに市内すべての世帯に配布することを目指しました。その結果、電話帳発行事業会社である(株)サイネックスとの協働事業が実現し、便利帳部分を本市が担当、電話帳部分をサイネックスが担当しました。

事業所・企業の皆さまへ 活力ある地域づくりに

平成21年経済センサス・基礎調査

全国すべての事業所および企業を調査の対象とした「平成21年経済センサス・基礎調査」が行われます。調査員がお伺いし、調査票を配布します。「記入のしかた」をご覧の上、漏れなく記入してください。調査票に記入した内容をほかに漏らしたり、統計法に規定された目的以外で使用したりすることは、法律で禁じられています。安心してありのままを記入してください。

◎企画情報課 ☎22-1324
 ◎財)日本遺族会事業課 ☎03-3261-5521
 福祉事務所 ☎22-1400

わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」(21)

電気式生ごみ処理機を利用しましょう！

家庭から出る生ごみの約80%は水分です。その水分を温風で乾燥させたり、微生物の働きを利用し生ごみを分解させたりすることで減量化できるのが、電気式生ごみ処理機です。

ごみの量が減らせるだけでなく、処理後の生ごみは有機質肥料として、家庭菜園やガーデニングに利用することもできます。本市では4月から、電気式生ごみ処理機を購入する方に対して、費用の一部を助成しています(購入金額の2分の1以内、上限2万円)。

補助を受けるには、市内販売店から購入するなどの条件がありますが、この機会に購入を検討してはいかがでしょうか。

詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。



ごみの減量化・資源化・衛生の向上など、生ごみのリサイクルやマイバッグの利用は、日常生活において誰でも実行できる、もっとも身近な環境対策のひとつです。

まずは、お買い物の際にはマイバッグをお忘れなく！